

環境メールマガジン (第11号)

発行日 : 平成 25 年 2 月 20 日
発行元 : 野洲市環境経済部環境課
「野洲市環境保全活動推進事業」
電話 : 077-587-6003

野洲市においては、平成 22 年度より「**野洲市事業所環境保全推進事業**」を推進しています。

この事業の一環として、市内事業所の環境担当者が、環境関連法令の制・改正や環境管理の技術等を勉強され、環境関連法令の遵守と事業所周辺の環境保全に積極的に取り組んでいただくことを目的に「**環境研修会**」を開催して回を重ね、第 10 回を数えました。

今回は、最近の研修会のテーマを紹介して、事業所の環境担当者の方々にどのような研修が行われているかを知っていただき、今後、開催する研修会に、より多くの方々に参加していただくようお願いいたします。

なお、1 月 29 日に開催した第 10 回研修会は「**産業廃棄物の適正処理**」「**PCB 廃棄物の適正処理について**」及び「**PCB 処分の事例**」の 3 テーマでした。

1. 「産業廃棄物の適正処理」について(抜粋)

(1) 廃棄物の定義 [廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という) 2 条]

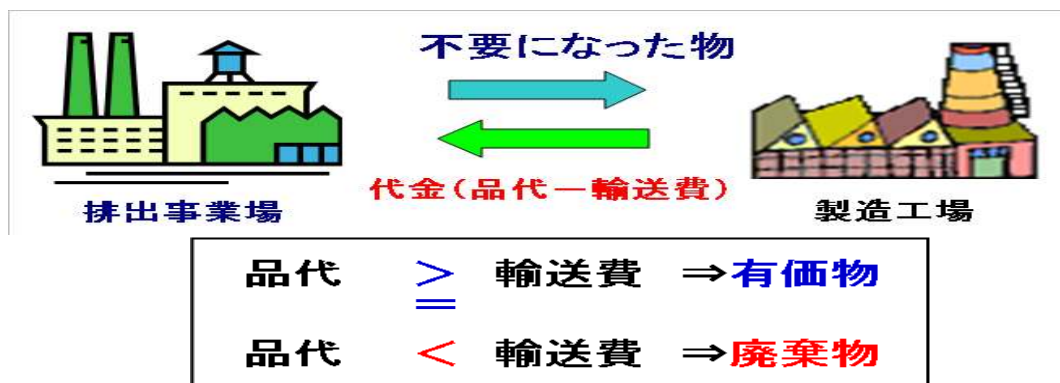
- ①ごみ、②粗大ごみ、③燃え殻、④汚泥、⑤ふん尿、⑥廃油、⑦廃酸、⑧廃アルカリ、⑨動物の死体、⑩その他の汚物または不要物であつて、固形状又は液状のもの。
(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く)

(2) 平成 17 年「行政処分の指針(通知)」

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、**その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思**等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

(3) 廃棄物と有価物

排出事業場で不要になった物を製造工場が、原料として購入する場合



上記のように、実際に取り扱っている廃棄物の処理について、**保管方法**や**注意点**及び**処理委託契約**から、**産業廃棄物管理票(マニフェスト)**発行・保管など事業者が遵守すべき事項を判りやすく解説しました。

2. 「PCB 廃棄物の適正処理について」(抜粋)

(1) PCB (ポリ塩化ビフェニル) の特徴

水に溶解し難く、不燃性で熱でも分解し難く、電気絶縁性が高く、化学的に安定な性質を有していたので、「電気機器の絶縁油」「熱交換器の熱媒体」「ノンカーボン紙」等に使用されていました。

(2) PCB 特別措置法の施行

PCB が「**人体に非常に有害**」であることが判明された以降は、使用禁止(製造中止)となり、通常の産業廃棄物として処理できなくなり、PCB 廃棄物を適正に処理するため、平成 13 年 7 月に**ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法**(以下「**PCB 特別措置法**」という)が施行されました。

(3) PCB保管事業者の義務

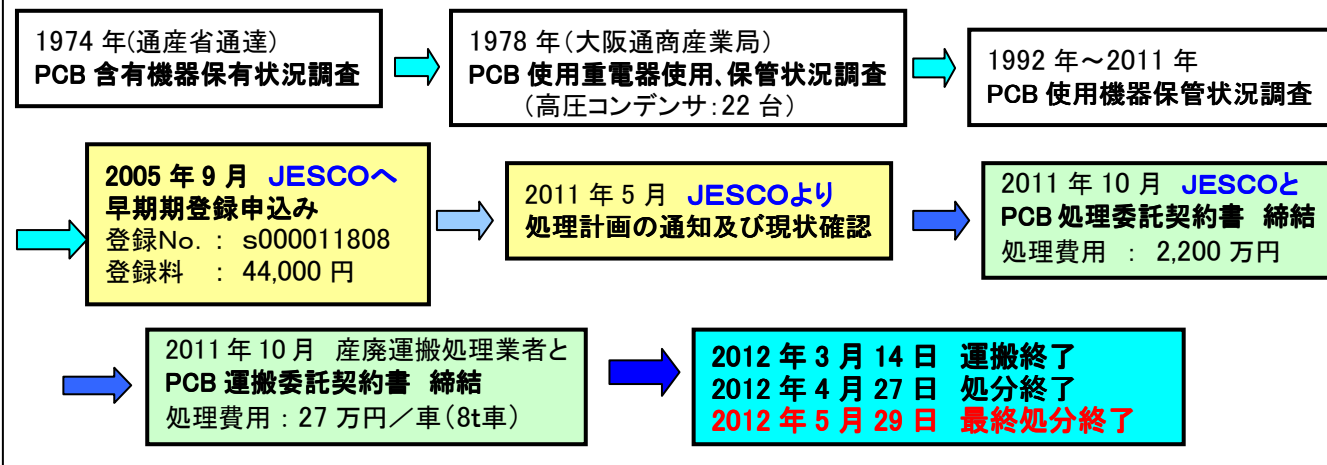
- 事業者は、毎年6月末までに「保管及び処分状況」を南部環境事務所宛に届出する。
- 「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任して、PCBの処理業務を担当させる。
- PCBは、平成28年7月末迄に処分を完了する
※ PCB特別措置法施行令一部を改正する政令が、平成24年12月12日に公布、施行されて、PCBの処理期限が、平成39年3月31日まで延長されました。

(4) PCB廃棄物の処理体制の現状

- 高濃度のPCBを含む高圧トランス等は、日本環境安全事業株式会社(JESCO)大阪で登録(申込)した順に処分の順番が来る。[登録 ⇒ 順番通知 ⇒ 説明会 ⇒ 契約 ⇒ 処分]
※ 順番が来るのに長期間 掛かっているの、早く手続き対応が必要です。
- 低濃度のPCBを含む廃棄物は、環境省または都道府県の許可を受けた施設(現在、8施設)で処理する。
- PCB使用機器に含まれる濃度は、「製造時期」と「機器種別」及び「メーカー別の判断基準」(日本電機工業会から提供)により判定する。

3. 「PCB廃棄物(高圧コンデンサー)処分の事例 (日本発条株式会社 野洲工場)

日本発条株式会社 野洲工場様で実施されたPCB廃棄物(高圧コンデンサー)の廃棄処理について、時系列的に処理手続き、関係行政との折衝、運搬上の安全対策と注意点等を詳しく説明していただき、保管から処理についての流れが、良くわかりました。



このように「環境研修会」では、最新情報や各事業所に共通する課題やニーズに対応、実情にフィットしたテーマを選択して、環境保全担当者の育成・レベルアップが図られように、企画、検討しています。

この「環境研修会」を多いに活用いただき、事業所の環境保全業務を担当される「人材育成」の場として、多数の方々のご参加をお願いします。

4. 研修会会場の写真

